資料１－１

手話言語条例検討部会提言（素案）

■手話言語条例の制定に向けて

　○手話は、言語です。

　　言葉が認められるということは、その人自身が認められるということ、

　　言葉が尊重されるということは、その人自身が尊重されるということ、

　　言葉を言葉として認め、尊重するということは、その言葉を使う人たちや、その人たちの歴史や文化、権利を尊重し、認めるということです。

　　私たちは今、手話を言葉として尊重し、認めていかなければなりません。

○そのためには、人々の様々な生活場面―

「暮らす」、「学ぶ」、「働く」

といったそれぞれの場面において、

「手話を獲得する」、「手話で学ぶ」、「手話を学ぶ」、「手話を使う・守る」

という、言語としての手話に関する取組みを広げていくことが重要です。

そうすることで、手話が言語として社会で認められ、手話を通じた会話で、心とこころが結ばれる社会を目指していくべきです。

○そのための大きな第一歩として、大阪府は手話言語に関する条例を制定すべきです。

　そして、条例を制定することで踏み出した歩みを、少しずつでも止めるべきではありません。

　たとえ遠い目標でも、いつか辿りつく日が、きっと来ることを信じて。

■暮らす―

（手話が言語として尊重されたら…）

　・より多くの場面で、「手話を使う」ことができるようになります。

　・「手話を学ぶ」、「手話で学ぶ」人や機会が増えます。

　・手話に関しての様々な研究が進みます。

（そのために、まず取り組んでいくこと）

　・聴覚に障がい（疑い含む。）のある子どもの言語能力の発達を支援するため、とりわけ乳幼児期における子どもとその保護者の「手話の習得」を支援する環境づくりが必要です。

　・より多くの人が言語としての手話に関心を持ち、誰もが「手話を学ぶ」ことに簡単にアクセスできる環境づくりが必要です。

（主な委員意見）

～乳幼児期における子どもとその保護者の「手話の習得」を支援する環境を整えていくこと

○河崎部会長意見（別添１－２のとおり）。

○耳が聞こえないという状況がわかった時点で、どう言語を獲得していくのかという、そういう支援があるということが当然の状況なのに、誰も十分なアドバイスができないケースがあった。その点でいうと、幼いころから、手話あるいはその他の言語を獲得するために支援をする、このことは非常に重要。

○やはり手話を獲得する場というのは家庭環境が、まず大事。そして両親が、手話という言語の重要性を正しく理解できれば、手話の獲得を反対することはないと思う。そのための啓発が足りない。

○自分の子どもが聞こえないということをわかった親が、耳が聞こえなくても手話を学んで、手話で子どもを心配なく安心して育てていくことができる環境づくりは、必要。

○人工内耳装用者を含め、軽度・中等度の難聴者も、手話に出会い、その権利が保障されればと思う。

○聞こえない子どもたち、聞こえにくい子どもたちにとって大事なのは、生活言語としての手話が絶対的に必要だということ。加えて、社会言語というか、そういう意味で日本語が必要。両方が必要だということを、考えなければいけないだろう。

～より多くの人が言語としての手話に関心を持ち、誰もが「手話を学ぶ」ことに簡単にアクセスできる環境づくり

○手話言語条例のあり方をみると、コミュニケーション保障以前に、「手話という言語」が一般の市民、府民に広く普及できる、そのような条例であるべき。例えば、手話を勉強している聞こえる人たちがいる。その人たちが、将来すべて通訳者を目指しているわけではない。自分の身近に聞こえない友達がいる、だから手話を覚えたいとか、それぐらいの気持ちでも関心を持ってもらう、そのときに手話を学ぶ場がある、そのような環境づくりが大切だと思う。

○一般の方々が手話に触れる機会、手話が堪能でなくても構わない、でも手話という言語があるということを知ってもらうだけでも、かなり違うと思う。そういった環境をつくっていくということが、大事なのでは。

○手話は言語である以上、福祉的な発想ではなく、主人公は、大阪府民、その中の聞こえない方々に対して考えないといけない。手話を日本語と同等のものとみなし、言語として同等であると位置づけて、ろう者が手話を学べる様々な機会、いつでも、どこでも不自由なく使える環境づくり、そういう整備は大事。

■学ぶ―

（手話が言語として尊重されたら…）

　・学校で、「手話で学び」、「手話を学ぶ」ことができます。

（そのために、まず取り組んでいくこと）

　・学校の手話に関する課外活動を活性化させる環境づくりが必要です。

　・学校に手話が広まっていく環境づくりが必要です。

（主な委員意見）

　○山本委員意見（別添１－３のとおり）

　○学校において手話をもっと広めていける、そのような内容も含めてほしい。

　○学校は、手話通訳を介さずに直接手話で授業が受けられる場であるべき。

■働く―

（手話が言語として尊重されたら…）

　・「手話を使う」ことのできる人が、人材として、より尊重されます。

（そのために、まず取り組んでいくこと）

　・ＣＳＲなどに取り組む企業等と連携して、言語としての手話が社会に広がっていく環境づくりが必要です。

　・企業等の積極的な言語としての手話の普及をＰＲしていく環境づくりが必要です。

（主な委員意見）

○職場で、手話が通じないから困っている聞こえない人がいる状況がある中、手話通訳がコミュニケーションの支援をするような職場がたくさんあるのかと言うと、実際は本当に少ない。

○職場の同僚と人間関係をつくるうえで、会議等での手話通訳といった合理的配慮（情報保障）とは別に、「会話言語としての手話」によるコミュニケーション、手話による同僚との気楽な会話の場面が大切。そのための普及・啓発が必要。